

公告

糸島市が発注する有料広告枠の買取りについて、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月12日

糸島市長 月 形 祐 二

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 糸島市公式ホームページに掲載する有料広告枠の買取り
- (2) 広告の種類 バナー広告
- (3) 区画とサイズ 12区画一式（トップページ下段に掲載）
1区画 縦50ピクセル横180ピクセル
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (5) 掲載期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）のすべてを満たしている者でなければ、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税並びに糸島市の市税を滞納していないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められない者であること。
- (4) 本公告の日から開札日までの間に、糸島市、福岡県及び国から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定に基づく暴力団員でない者であること。

3 入札に必要な書類を示すべき場所等

(1) 入札説明書の交付

- ア 交付期間 本公告の日から令和3年2月19日まで
- イ 交付場所 糸島市企画部秘書広報課（糸島市役所 本館2階）
（以下「市役所秘書広報課」という。）
- ウ 糸島市公式ホームページからダウンロードして入手することもできる。
糸島市公式ホームページのアドレス <https://www.city.itoshima.lg.jp>

(2) 質問書の提出及び回答

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合は、電子メールにより質問することができる。

ア 受付期間 本公告の日から令和3年2月17日まで

※ただし、最終日の受付時間は正午までとする。

イ 提出先 市役所秘書広報課 (電子メール hishokoho@city.itoshima.lg.jp)

ウ 提出方法 電子メール送信のみ。事前に市役所秘書広報課に電話連絡すること。

エ 回答方法 令和3年2月18日までに、電子メール送信により行う。

(3) 本件の説明会は、実施しない。

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの。本市で課税がある場合は、市税の滞納がないことを証明するもの。）（原本）

(2) 申請書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年2月19日 午後5時まで

イ 提出先 市役所秘書広報課

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、当日必着）

(3) 入札参加資格確認結果は、令和3年2月22日までに各申請者へ通知（電子メール送信）する。

なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

(4) (3) の結果、入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、書面（任意様式A4サイズ）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 受付期間 令和3年2月22日から令和3年3月1日まで

（ただし、最終日の受付時間は正午まで）

イ 提出先 市役所秘書広報課

ウ 提出方法 電子メール送信のみ。事前に市役所秘書広報課に電話連絡すること。

エ 回答方法 令和3年3月1日午後5時までに、書面（電子メール送信）により行う。

(5) 入札参加資格があると認めた者であっても、(3) の通知の後、糸島市から指名停止の措置を受けるなど入札参加資格がないと市長が認めたときは、本件入札参加資格を取り消すものとする。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年2月26日 午後2時30分
- (2) 場所 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所10号会議室

6 入札の方法等

- (1) 入札は、入札書の提出により行う。
- (2) 入札書の提出は、持参に限る。
- (3) 入札書の持参は、代表者又は代理人によらなければならない。代理人が提出する場合は、委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札回数は3回までとする。
- (5) 入札参加者は、本市が入札書を受領するまでの間はいつでも入札を辞退することができる。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 入札終了後、直ちに行う。
- (2) 場所 本件入札の場所に同じ。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 6に定める方法以外で提出された入札
- (2) 入札書の記載内容が一致しない入札
- (3) 糸島市契約事務規則（平成22年糸島市規則第60号）第12条の規定に該当する入札その他関係法令に違反した者がした入札
- (4) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (5) (1) から (4) までに定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した入札

9 入札保証金の納付 免除

10 契約保証金の納付

地方自治法施行令第167条の16及び糸島市契約事務規則第23条の規定により本市と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上とし、契約の締結前に納付しなければならない。ただし、糸島市契約事務規則第24条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

11 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 市役所秘書広報課の連絡先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号 092-332-2101 (直通)

FAX番号 092-324-0239

電子メール hishokoho@city.itoshima.lg.jp

- (3) 市役所秘書広報課の窓口受付は、市の休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。
(ただし、最終日の受付時間は正午まで)